

## 能登町における令和6年9月奥能登豪雨対応について

一般財団法人 消防防災科学センター  
主任研究員 高橋 明子

## 1. はじめに

令和6年は、元旦その日に石川県能登地方を震源とする能登半島地震が発生し、石川県内を中心に甚大な被害をもたらした。石川県が公表している「令和6年能登半島地震による人的・建物被害の状況について」（第224報 令和7年12月26日14時00分現在）によると、その被害は死者684人（うち災害関連死456人）、行方不明者2人、負傷者1,963人（うち重傷者401人）、また住家被害は116,486棟（うち全壊6,168棟）等にのぼる。

特に被害の大きかった能登半島地方では、地震から一步一步立ち上がり、住民の命、生活や生業、地域の資源や魅力をいかに守り、未来に向けて育てるか、そのビジョンを検討し始めた矢先の9月に、令和6年奥能登豪雨が発生した。石川県が公表している「令和6年奥能登豪雨による被害等の状況について」（第63報 令和7年12月23日14時00分現在）によると、能登半島地方を中心に死者20人（うち災害関連死4人）、負傷者67人（うち重傷者2名）、住家被害1,902棟（うち全壊82棟）等という甚大な被害が発生した。地震と豪雨のいわゆる“二重の被災”が起きてしまった。

我が国は災害大国であることに加え、昨今のまとまった量の雨や雪の降り方や、頻発する天気の急激な変化等を考えると、すべての市町村が“二重の被災”に見舞われる恐れがある。ゆえに、地震と豪雨に対応した市町村の動き方を知ることは、今後の市町村における災害対応の一助になると考えた。

そこで今回、能登半島地震と奥能登豪雨を経験した石川県能登町に、奥能登豪雨対応に焦点を絞ってヒアリング調査を行い、その結果をもとに能登町の動きや対応について整理し報告する。なお、奥能登豪雨における能登町の被害状況は表1に示すとおりである。

表1 令和6年奥能登豪雨による能登町の被害状況（令和7年12月23日14:00現在）

人的被害						住家被害（棟数）		非住家被害（棟数）					
死者		行方不明者	負傷者		計	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他
豪雨	関連死		重傷	軽傷									
2	0		1	2	5		4	76		218	298		19

【出典】石川県「令和6年奥能登豪雨による被害等の状況について」（第63報）

## 2. ヒアリング調査概要

日時：令和7年8月22日（金）13時～15時

場所：能登町役場3階会議室

対象：危機管理室 道下室長

主なヒアリング事項：

- (1) 令和6年9月奥能登豪雨における災害対応について
- (2) 地震と豪雨による“二重の被災”による災害対応上の課題や教訓
- (3) 能登町における今後の取り組み

## 3. 調査結果

### (1) 令和6年9月奥能登豪雨における災害対応について

#### ア 警戒対応

- ・最も強い雨となった令和6年9月21日（土）の前日20日（金）は、夕方時点の警報の可能性（早期注意情報）は「中」で、气象台からの追加情報もなく、町の体制は通常通りだった。翌日も必要に応じて出勤することとしていた。
- ・翌21日（土）は朝から大雨となり、8時2分には大雨警報が発表された。まもなく危機管理室長が登庁したが、当時の雨雲レーダーと雨の降り方からは、その後に変なことになるという予感はしなかった。
- ・8時47分、气象台から町長にホットラインで土砂災害警戒情報の発表予告が入り、登庁前の町長から危機管理室へ、防災行政無線で町内放送を行うよう指示があった。
- ・8時55分、土砂災害警戒情報が発表され、町では総務課職員らに参集を指示した。このとき並行して町内放送の準備をしていた。通常は警戒レベル4相当の土砂災害警戒情報が発表されれば、町は警戒レベル4避難指示を発令するが、大雨警報から1時間もせずに土砂災害警戒情報が発表され、情報収集の中、町民に対しては9時25分に防災行政無線で土砂災害警戒情報に対する注意喚起を呼び掛けた。
- ・他方で9時30分頃から、能登町北部の柳田地区を中心に、「崖崩れが起きた」「家の裏が崩壊した」といった連絡が入り始めた。後から分かったことだが、雨のピークはまさにこの頃だった。
- ・9時30分、指定避難所である公民館が土曜日でも開館していることから、避難者の受け入れを要請。その後、雨雲レーダー等から危険を察知し、9時53分に町民に対し防災行政無線で、避難所開設と土砂災害警戒情報発表を受けた垂直避難を呼びかけた。
- ・10時8分、短時間大雨情報が発表された。しかし、役場周辺は降っていなかったため、刻々と変化する状況を読み、対応を判断することは難しかったが、町の相当程度の災害発生が予想されたことから、災害対策本部を10時30分に設置した。この

時間、庁舎には建設部局など雨対応の主幹部局の職員が集まっていた。なお、第1回本部会議は12時に開催し、被害状況の共有が図られた。

**イ 初動対応：危機的状況の認識と自衛隊派遣要請**

・危機管理室長によると、「これはまずい」と確信したのは、10時40分頃に北河内地区の区長から入った地区孤立と行方不明者発生との連絡だったという（図1に北河内地区にある北河内ダム観測所の雨量の推移を示す）。室長は直ちに町長に報告し、町長から石川県知事に電話をして、10時41分に自衛隊の災害派遣を要請した。北河内地区では当時、土砂崩れや倒木により停電していたと思われるが（写真1参照）、区長宅の電話がアナログ回線だったために電気がなくとも繋がった。なお、他地区は電話が繋がらず、状況がつかめなかったという。

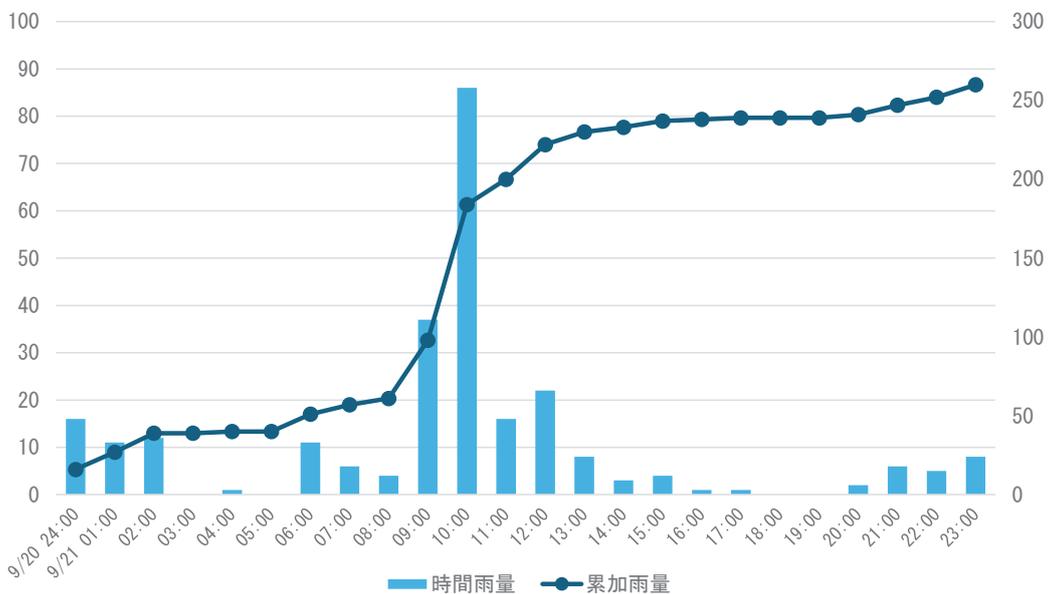


図1 能登町 北河内ダム観測所の雨量の推移  
 (石川県河川総合情報システム観測データを用いて作成)



写真1  
 北河内地区の被害の様子  
 (R6.10.2 能登町撮影)

- ・10時50分に大雨特別警報が発表され、これを受けて町は全域に避難指示を発令した。ただ、9時台が86ミリ、10時台は16ミリと、既に雨のピークは過ぎており、このとき線状降水帯予測情報の発表はなかった。室長曰く、特別警報の発表が早ければ、もっと早く避難を呼びかけられたのでは、との思いは拭えないとのことだった。

なお、特別警報の段階でも、電話の不通等もあり山手の状況は把握できなかったが、北河内地区の区長や消防からの情報があったため、町長は避難指示の発令を決断した。幸いにも21日中に自衛隊が能登町に到着し、夜には北部地区に入った。他にも連絡の取れない孤立が懸念される地区があり、自衛隊に安否確認を依頼した。孤立している地区の住民自身は、その事実に気づかず、把握に時間がかかることもあるという。

- ・10時50分の避難指示の発令と同時に、町では指定避難所の開設を決定した。特別警報発表中だったが、雨が少し落ち着いていたこともあり、指定避難所の開設と、避難所担当職員の配置を判断し、職員には安全確保をしながら向かうよう指示した。指定避難所は最終的に14か所開設し、自主避難所（集落の集会所）4か所と併せて最大で168人が避難した（21日14時時点）。避難所は23日には1か所に集約し、10月26日をもって閉鎖している。

#### ウ 災害対策本部での情報収集・集約及びマスコミ対応

豪雨に際する情報収集は、使用する電話の都合上、危機管理室自席を拠点とし、災害対策本部長である町長も危機管理室に詰めて指示を出した。

電話には、危機管理室を含む総務課が対応し、地域防災計画における協力班（議会事務局）も支援した。

町民等からの情報は、ホワイトボードにクロノロジーを書き起こした。地震当時はホワイトボードが一瞬で埋まり、どれが最新かを見失い、書いたものはとりあえず撮影をして残すという状況だったが、豪雨の際は情報量の違いもあるが、時間がある時にデータ化し保存した。

本部会議資料は当初より、LoGoチャットの報告内容をそのまま転記することで作成した。地震の際は、手書きの資料を持ち寄ることが続き、Wordでの資料作成は発災10日後くらいからだったという。

奥能登豪雨では、町長による記者会見は行わず、危機管理室長がマスコミ対応を行った。ただ地震発生時と同様、県内のローカルテレビや新聞がそれぞれ問い合わせる状況で、局地的な大雨で対応に追われる役場にとっては大変厳しかった。室長からは「報道機関の窓口が一本化され、そちらへの対応に集約されることを願ってやまない」との言葉も聞かれた。なお、応急期過ぎの話ではあるが、昨今、大学から研究

内容に関する問い合わせや、全国の市町村議会からの視察なども増えているとのことで、能登町ではメディア等を通じた情報発信の重要性を鑑み、可能な限り対応しているとのことだった。

## (2) 地震と豪雨による“二重の被災”が能登町に及ぼした影響

福祉部局、農林部局から事前に意見聴取をした上で、危機管理室長がまとめて次のとおり所感を述べた。なお「大規模災害はほぼ複合災害に該当し、複合災害の定義は難しい」という注釈付きだったことを添える。

### ア 被害の増幅

奥能登豪雨では、地震で地盤が緩んでいたところに時間雨量 100 ミリの雨が降った。能登町は 8 割近くが山林で、100 ミリ程度の雨ならば通常は道路冠水程度で済む。しかし当時は地震で山の地盤が緩んでおり、土砂崩れと河川氾濫が同時に発生した。地震で道路が悪化していたところに豪雨が重なって道路被害が続出した(写真2)。また、役場横を流れる河川が氾濫し、駐車場が冠水するなどもあった(写真3)。崩れやすい地質も影響したと思うが、地震がなければ今回ほどの被害にはならなかっただろう。



写真2 羽生地内 豪雨によって崩壊した道路  
(R6.9.24 能登町撮影)



写真3 浸水した能登町役場駐車場  
(R6.9.22 能登町撮影)

### イ 被災した町民への影響

復旧の途中で豪雨被害を受けた被災者には、メンタル面でのフォローが必要な方が一時的に増えた。福祉部局は対象者へ再度連絡を取るなどしたが、対応に苦慮した。被害地域には支援に来ていた DC-CAT<sup>1</sup>の看護師と町保健師で巡回したが、今回のように被害地域が限定的でない場合、通常業務と災害業務が重なると対応できないと感じたという。

<sup>1</sup> DC-CAT (ディーシーキャット) は、Disaster Community-Care Assistance Team の略。災害支援活動のスキルを持つ看護師・介護福祉士・社会福祉士・薬剤師・歯科衛生士などで構成され、被災地の都道府県・基礎自治体や職能団体、各所の保健医療福祉調整本部、NPO 等と連携しながら支援提供を行う。

農林部局では、地震で町外に避難している耕作者・地権者への被害や復旧意思の確認が困難を極めた。それだけでなく、農地を自力または町の応急工事で復旧し、耕作を再開したところに豪雨で再被災し、収穫への影響はもとより、その方々の営農継続意欲が一様に減退し、離農される方も出てしまった。

なお、仮設住宅は、一部で床下浸水などあったものの、直ちに確認し対応したため大きな問題には至らなかった。

### ウ 役場業務及び職員への影響

役場は8月末で避難所を閉鎖し、復旧・復興に向けて動き出し、通常業務を再開し始めたタイミングだったが、そこに再び災害対応業務が加わり、両立が困難となった。

前述にもあるとおり、農林部局では、地震の復旧工事の早期発注に向けて現場の測量や設計を進めていたが、豪雨で被災が拡大し再測量が必要となった。また、河川の氾濫や山林の崩落により農地、水路や農道に大量の土砂が堆積し、応急工事が無駄になってしまった。さらには、被災した用水路の代わりに河川から水を汲み上げるポンプを複数設置したが、豪雨による河川の増水で数台が流失してしまった。

福祉部局では、地震後ようやく健診体制をとったところだったが、豪雨で健診の中止や、健診会場が避難所となったため会場の変更などに迫られた。会場を変更するうえで、近くに代替施設を見つけられなかった。

豪雨の初動時に、職員間には「やるしかない」という空気が流れたが、上記のような事態が重なり、落ち着くと職員の心が折れるような状況となった。特に農林部局は、前述にもあるが、地震の調査が終わった直後に再び被害調査を行うことに大変疲弊した。

## (3) 能登半島地震の経験を活かすことができた豪雨対応

前述のとおり、地震と豪雨の二重の被災は町に大きな影響を及ぼしたが、一方で、能登半島地震の経験を踏まえた対応も数多く執られた。一部だが以下に紹介する。

### ア 複数部局や関係者の連携体制の構築

- ・危機管理室と福祉部局は、ともに連携して、早くから被害が甚大であった地域を訪問し、避難者の健康状態のチェックや必要物資の把握に取り組んだ。
- ・住家・非住家、公共施設、農地などの被害調査の体制が構築できていたため、調査をスムーズに進めることができた。また、各集落の区長や農家からの被害報告もスムーズに行われた。
- ・OPEN JAPAN（オープンジャパン）などの民間支援団体との繋がりができており、豪雨の際も支援を要請し、応じてもらうことができた。

## イ 資器材の準備及び活用

- ・パーテーション、ベッドなどの避難所環境を予め準備しておくことができた。
- ・地震の後から使用していたドローンを豪雨の被害調査に活用した。
- ・被災者支援システムの稼働が早かった。

## ウ 被害や対応を「記録」する意識

- ・災害対応の検証には被害や災害対応の記録が必要だが、地震の初動期には全く残すことができなかった。その反省から、豪雨の際は土木部門等が巡視から戻った際には直ちにドライブレコーダーを回収し、積極的に記録を残した。職員の中に「記録」する意識が身についたと感じている。今後は写真撮影などを専門で行う記録係を確保する考えがある。

## (4) 能登町における今後の取り組み

危機管理室長に伺った、能登町における今後の取り組みのビジョンを紹介する。

### ア 町職員の育成

危機管理部局の強化はもとより、町職員全般の防災の知識と意識の強化を図りたい。避難所等で職員自ら意思決定できる状態を目指して、職員への防災士などの資格取得の義務付けなどを検討している。ただ、研修や訓練を行うためのマンパワーの不足が課題だ。

### イ 災害対応の検証とその実現

現在、能登半島地震及び奥能登豪雨の対応の検証を進めており、その結果は実現し、改善していく。

具体的には、災害時応援協定の締結自治体を増やしたい。現在、姉妹都市は3つだが、地域バランスや経験を考慮して拡げられれば望ましいが、協定締結には相手自治体のメリットも考慮する必要があり、検討している。

また、地震の際には防災倉庫が不足した。町内には災害時に活用可能な民間の倉庫がないため、新たな防災備蓄倉庫の整備とその管理運営の民間委託を検討している。

### ウ 備えの強化

地震の際に不足したパーテーション、ベッド等の購入、給水車、トイレカー等の導入を進めたい。

また、特に豪雨を通じて、通信手段はデジタルだけでなくアナログ（回線）の重要性も痛感した。地震や豪雨で停電したとき、自家発電設備が必ず動くとは限らず、複数手段を備えることが重要だ。一方、災害時にシステムに頼り過ぎると、停電等で使えなくなった際に厳しい。庁内であれば、紙やホワイトボードの用意も必要であり、

今後も導入と活用を進めたい。

#### 4. おわりに

この度のヒアリングから、今後の災害対応のポイントと感じた2点を次に示し、まとめとする。

##### (1) 災害対応を判断するトリガーを見出して地域と共有する

今回のヒアリングを通じて、線状降水帯が発生するような事態が急変する状況下での対応の難しさをあらためて感じた。トリガーにあたる気象情報が出たらすぐ、相応する避難情報を発令できるよう準備を整えていても、気象情報の発表が追いつかない事態も起こる。奥能登豪雨の際の能登町では、大雨警報から1時間も経たずに土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒情報発表に先立つ気象台から町長へのホットラインは1～2分前に入り、直前予告に留まった。加えて、役場周りでは雨が降っていなかったことも、対応を困難にしたりだろう。

警報級の雨が予想される際は、その先に最悪の事態が起こる恐れがあることを頭に入れて、雨の降り方、雨量や河川水位の観測情報の推移を見ていく必要がある。

また、各地区の事態の変化が気象や観測情報等に直ちに表れなくとも、変化を捉えるには、「この地区からこの情報が入ったら消防団に巡視を指示する」「この様子を確認したら垂直避難を呼びかける」などの各地区の災害対応を判断するトリガー情報を持つておくことが望まれる。そのためには、日頃から各地区の住民、自主防災組織、消防団等とともに、各種の防災研修や訓練などの積み重ねを通じて雨（や災害）に対する各地区の強さ・弱さの理解に努め、災害対応のトリガー情報の形成及び共有を図っておけると心強い。

能登町では、そのとき被害程度は分からなかったものの、孤立の恐れがある地区の区長からの、地区の孤立と行方不明者の発生の電話を受けて、自衛隊の災害派遣要請を決断した。区長宅にたまたま、電気がなくても使用できるアナログ回線の電話があったことが、情報発信を後押しした。孤立の恐れがある地区とは、いざというときの連絡手段を複数確保しておくことも望まれる。

##### (2) 災害対応の重複による市町村負担は深刻であり都道府県が前面に立つ

能登半島地震から9か月が経過し、地震対応は応急期から復旧復興期にフェーズが移る中、奥能登豪雨が発生し、地震からの復旧復興期と並行して、豪雨の初動期が走り出した。地震対応への各所からの応援職員の派遣は短期から中長期に移行し、通常業務の再開が加速する中での被災に、役場の混乱は想像するに難くない。「職員の心が折れた」との危機管理室長の言葉を、あらためて重く感じる。

震災から日常生活を取り戻すべく、町民も職員も踏ん張る中、通常業務を再び止める判

断は難しかっただろう。止められない場合は、通常業務と応急業務を並行するためのマンパワーの確保が必須だが、能登町に入った対口支援はわずかだった<sup>※1</sup>。このときの能登町には、さらなる応援を自ら求める余力はなかったものと想像する。

今回のような事態には、被害規模以上の影響が役場業務に出ていることを想定し、直ちに都道府県が前面に立って市町村のニーズを探り、都道府県自ら市町村を支援してもらいたい。並行して、国や他自治体、関係機関等へも直ちに応援を求めてもらいたい。一層の手厚さが望まれる。

いざというときに、上記のように都道府県と市町村が連携して動くには、日頃から都道府県と市町村の防災部局のコミュニケーションが欠かせない。災害時に市町村に派遣する都道府県リエゾンを予め決定し、事前に市町村と顔合わせをしたり、市町村の各種訓練等に参加したりすることを求めたい。

最後に、本稿を執筆するにあたり、業務多忙の中、能登町総務課危機管理室の道下室長にお時間をいただき、大変貴重な話をお聞きすることができました。この場をお借りして、心から御礼申し上げます。

#### 【参考資料】

※1 総務省 HP 「被災地方公共団体に対する人的支援の取組」

令和6年9月20日からの大雨 被災市町への応援職員の派遣実績

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000982324.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000982324.pdf)